

こども大綱に対する成育医療等分科会からの意見

令和 5 年 9 月 25 日
成育医療等分科会

- こども家庭審議会成育医療等分科会は、こども家庭審議会令（令和 5 年政令第 127 号）において、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること」とされており、具体的には、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業などを通じた、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進や、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア、不妊症・不育症への相談支援等の成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に向けた内容を所掌している。
- こうした観点から、こども大綱の策定に向けた中間整理（案）に関して、以下のとおり、本分科会における意見を申し上げます。

※ 本資料は、成育医療等分科会委員に対し意見照会を行い、事務局の責任において一部整理した上で、意見を列挙したものです。

1. こども大綱全体について

（こども大綱の周知・広報）

- ・ 若年層に、こども大綱についての認知が不足しているため、更なる周知・広報に努めるべき。

（誰一人取り残さない支援）

- ・ スピード感を持った対応の一方で、支援を必要としながらもこぼれ落ちてしまう人が生じないように十分配慮するべき。

（「こどもまんなか」について）

- ・ 「こどもまんなか」という言葉について、こども大綱においては、こどもに加え、若者も中心に据えるという視点も重視すること。

（バイオサイコソーシャルの視点）

- ・ 切れ目のない支援を実現するために、保健、医療、福祉、教育、それぞれの領域で、バイオサイコソーシャルの視点を意識し、連携して取り組むこ

とが必要。

(地域の視点)

- ・ 住む地域によって、受けられる保健サービスや助成に格差が生じないようにすべき。
- ・ 地域格差があっても、幸せに暮らせる視点を取り入れた記載を検討すべき。

2. 具体的事項について

(産前・産後の切れ目のない支援)

- ・ 養育者のメンタルヘルスは、こどもの認知機能や発育に長きにわたって、大きな影響を及ぼすものであり、重要であるため、こども大綱にも言及が必要。
- ・ 妊娠から出産までの時期は、夫婦のあり方の大きな転換点であり、こどもにも大きな影響を与えることがある。産後うつを含め、変化への円滑な適応が困難な夫婦に対するケアやサポートが重要。
- ・ 現在、市町村で任意で行われている妊婦への歯科健診は重要であり、こども大綱においても言及すべき。
- ・ デジタルを活用したオンラインの相談支援やプッシュ型の情報発信の体制整備の推進についても言及すべき。

(こども家庭センターのあり方)

- ・ こども家庭センターについては、全てのこどもたちの支援の場であるというポピュレーションアプローチを強調していく必要。

(プレコンセプションケア)

- ・ 若年女性の過剰な痩せ願望による健康問題が、低出生体重児にも関係するなど、妊娠前から良質かつ適切な栄養を摂取することが重要。プレコンセプションケアとしての健康管理に、適切な栄養摂取の重要性の視点を取り入れるべき。
- ・ 高齢出産で初めて出産する方に対するプレコンセプションケアに係る相談支援を実施すべき。

(一貫通貫した小児保健の管理体制)

- ・ こども家庭庁には、文部科学省と連携し、学校保健も取り入れて、生まれてから思春期まで一貫通貫した小児保健の管理体制の構築を期待。
- ・ 学齢期の健診データを含め、出生から生涯にわたる健診データを切れ目な

く活用できるような仕組みづくりに取り組むべき。

(こどもの栄養・食生活支援)

- ・ 新生児健診や乳幼児健診において、専門家によるこどもの発達状況に応じた適切な栄養指導の実施が重要。こども大綱にも、こどもの栄養・食生活の支援として、栄養指導を位置付けるべき。

(CDRについて)

- ・ 社会が求めているのは、未然防止と再発防止の徹底。必要な情報が得られるように法整備の検討も進めるべき。

以上